

厚木市荻野運動公園使用料一覧

2025年10月1日改定

■体育館

施設区分			単位	使用料
※ 専 用 利 用	メ イ ン ア リ ー ナ	1 / 3 面	2 時 間	1, 800円
		1 / 2 面	2 時 間	2, 700円
		2 / 3 面	2 時 間	3, 600円
		全 面	2 時 間	5, 400円
	サ ブ ア リ ー ナ	1 / 2 面	2 時 間	800円
		全 面	2 時 間	1, 600円
	多 目 的 室	1 / 2 面	2 時 間	800円
		全 面	2 時 間	1, 600円
	会 議 室 A	1 時 間		310円
	会 議 室 B	1 時 間		310円
共 用 利 用	メ イ ン ア リ ー ナ	《午前》 9時～13時 《午後》 13時～17時 《夜間》 17時～21時 各区分ごとに 大人:300円 小人:150円		
	サ ブ ア リ ー ナ			
	多 目 的 室			
	ジ ョ ギ ン グ コ ー ス			
	ト レ ー ニ ン グ 室			

- (1) 入場料を徴収して使用する場合、上記使用料につき当該入場料等の最高額の100人分に相当する額が加算されます。
- (2) 共用使用料の大人は高校生以上、小人は小中学生が対象となります。

■競技場

区分			単位	使用料
※ 専 用 利 用			1 時 間	3, 900円
共 用 利 用	個 人		1 回	200円
	団 体	2 5 人 未 満	1 回	1, 000円
		25人以上50人未満	1 回	2, 000円
	年 間	小学生・中学生・高校生	1 年	2, 000円
	利 用	上 記 以 外 の も の	1 年	3, 300円
付 属 設 備	照 明 設 備	1 / 2 点 灯	1 時 間	3, 000円
		全 部 点 灯	1 時 間	6, 000円
	会 議 室		1 時 間	210円
	放 送 室 ・ 記 録 室		1 時 間	400円
	電 気 時 計 置 (フイルムの使用を除く)		1 式 1 回	2, 060円

- (1) 入場料を徴収して利用する場合、競技場は上記使用料に1日につき当該入場料の最高額の100人分に相当する額が加算されます。

■テニスコート

区分	単位	使用料
※ テ ニ ス コ ー ト (1 面)	2 時 間	1, 200円
照 明 設 備 (1 面 分)	1 時 間	500円

- (1) 入場料を徴収して利用する場合、上記使用料の額の5倍の額となります。

■体育館付属設備利用料（専用使用に限る）

付属設備			単位	使用料
照 明 設 備	1 / 3 面	4 分 の 2 点 灯	1 時 間	310円
		4 分 の 3 点 灯	1 時 間	720円
		4 分 の 4 点 灯	1 時 間	1, 030円
	1 / 2 面	4 分 の 2 点 灯	1 時 間	510円
		4 分 の 3 点 灯	1 時 間	1, 030円
		4 分 の 4 点 灯	1 時 間	1, 540円
	2 / 3 面	4 分 の 2 点 灯	1 時 間	620円
		4 分 の 3 点 灯	1 時 間	1, 440円
		4 分 の 4 点 灯	1 時 間	2, 060円
	全 面	4 分 の 2 点 灯	1 時 間	1, 030円
		4 分 の 3 点 灯	1 時 間	2, 060円
		4 分 の 4 点 灯	1 時 間	3, 090円
	電 光 得 点 表 示 板		1 式 1 回	1, 200円
	放 送 室		1 時 間	400円
	可 動 席		1 式 1 回	6, 600円

- (3) トレーニング室は高校生以上からご利用になれます。
また、ビギナー講習を受講されませんとご利用になれません。
- (4) 中学生以下の方については18時以降の入場は必ず保護者（16歳以上）の方の同伴が必要となります。

■プール

区分		単位	使用料
※ 専 用 利 用	屋 外 プ ー ル	1 時 間	16, 000円
共 用 利 用	屋 外 プ ー ル	1 回	大人:500円
	屋 内 プ ー ル	に つ き	小人:200円

- (1) 共用利用の大人は高校生以上、小人は小中学生が対象となります。
- (2) 泳ぐときは水泳帽を着用していただきます。
- (3) おむつの取れていない幼児はプールに入場できません。
- (4) 小学3年生以下の児童・幼児の入場及び中学生以下の18時以降の入場には必ず保護者（16歳以上）の同伴（水着の着用が必要）が必要となります。（付添いは大人1人につき子供3人までとなります。）
- (5) プール室には、バスタオル、ビート板、ドーナツ型の浮き輪・ゴーグル以外はお持ちできません。また、時計及び貴金属等を着用したままの入場はできませんので、ご承知ください。
- (6) その他、プール入場の際には場内に掲示してあるご利用についてをお願いを守っていただきますようご協力お願いいたします。

専用利用の利用料金（※印）については、厚木市、愛川町又は清川村に在住、在勤又は在学している方以外は使用料が2倍になります。ただし、照明等の付属設備及び共用利用の使用料は、2倍にはなりません。